

令和 3 年

西川町議会第 1 回定例会議案書

会 期 日 程

令和3年第1回定例会

月日(曜)	本 会 議	委 員 会 等
3月2日 (火曜日)	午前9時30分開会・開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議会諸報告 4 行政報告 5 議案の上程 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明 7 人事案の審議・採決 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託 9 請願の常任委員会付託 (散 会)	予算特別委員会 本会議終了後開会・開議 1 臨時委員長の紹介 2 正副委員長の互選 3 付託案件の審査 (特別会計、企業会計) (散 会)
3月3日 (水曜日)	午前9時30分開議 1 一般質問 (散 会)	休 会
3月4日 (木曜日)	午前9時30分開議 1 一般質問 (散 会)	常任委員会 本会議終了後開会・開議 1 広報公聴常任委員会 (閉 会)
3月5日 (金曜日)	休 会	議会全員協議会 午前9時30分開会・開議 (閉 会) 常任委員会 議会全員協議会終了後開会・開議 1 総務厚生常任委員会 1 産業建設常任委員会 (閉 会)
3月6日 (土曜日)	休 会	休 会
3月7日 (日曜日)	休 会	休 会
3月8日 (月曜日)	休 会	予算特別委員会 午前9時30分開議 1 付託案件の審査 (一般会計) (散 会)
3月9日 (火曜日)	休 会	予算特別委員会 午前9時30分開議 1 付託案件の審査 (一般会計) (散 会)
3月10日 (水曜日)	休 会	予算特別委員会 午前9時30分開議 1 付託案件の審査 2 付託案件の採決 (閉 会)

<p>3月11日 (木曜日)</p>	<p style="text-align: right;">午前9時30分開議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案の審議・採決 2 予算特別委員会審査報告書の提出 3 予算案の審議・採決 4 請願の審査報告 5 議員派遣について 6 閉会中の継続調査申出 <p style="text-align: right;">(閉 会)</p>	<p style="text-align: center;">休 会</p>
------------------------	---	--

議 事 日 程

議事日程第1号

令和3年3月2日(火)午前9時30分開会・開議

- | | | |
|--------|---|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議会諸報告 | |
| 日程第4 | 行政報告 | |
| 日程第5 | 議案の上程 | |
| 同意第 1号 | 西川町教育委員会教育長の任命について | |
| 議第 2号 | 町道路線の廃止及び認定について | |
| 議第 3号 | 西川町いじめ問題調査委員会条例の設定について | |
| 議第 4号 | 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について | |
| 議第 5号 | 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第 6号 | 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第 7号 | 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第 8号 | 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について | |
| 議第 9号 | 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第 10号 | 令和2年度西川町一般会計補正予算(第10号) | |
| 議第 11号 | 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | |
| 議第 12号 | 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | |
| 議第 13号 | 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | |
| 議第 14号 | 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第3号) | |
| 議第 15号 | 令和3年度西川町一般会計予算 | |
| 議第 16号 | 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算 | |
| 議第 17号 | 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算 | |
| 議第 18号 | 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計予算 | |
| 議第 19号 | 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算 | |
| 議第 20号 | 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 議第 21号 | 令和3年度西川町介護保険特別会計予算 | |

- 議第 22号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計予算
議第 23号 令和3年度西川町病院事業会計予算
議第 24号 令和3年度西川町水道事業会計予算
- 日程第6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明
日程第7 人事案の審議・採決
同意第 1号 西川町教育委員会教育長の任命について
日程第8 予算特別委員会の設置及び委員会付託
日程第9 請願の常任委員会付託

(散 会)

同意第1号

西川町教育委員会教育長の任命について

次の者を西川町教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、同意を求める。

住 所 西川町大字睦合乙110番地17
氏 名 前田 雅孝
生年月日 昭和32年8月26日

提 案 理 由

西川町教育委員会教育長伊藤功は、令和3年3月31日をもって任期満了となるので、その後任として前田雅孝を任命するため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第2号

町道路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止し、及び認定する。

1 廃止する路線

	路線名	起点	終点
1	太郎・綱取線	西川町大字海味字太郎719-5番地先	西川町大字綱取字蛇尾平611番地先

2 認定する路線

	路線名	起点	終点
1	太郎・綱取線	西川町大字海味字太郎719-1番地先	西川町大字綱取字蛇尾平611番地先

提 案 理 由

起点を一般国道112号に接続するため、町道路線の廃止及び認定をする必要がある
ので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第3号

西川町いじめ問題調査委員会条例の設定について

西川町いじめ問題調査委員会条例を次のように制定する。

西川町いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定に基づき、西川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に西川町いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第28条第1項の規定に基づく重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から教育委員会の諮問に対する答申をした日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 西川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年12月町条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2項の表中

学校運営協議会委員		〃	7,000 円
いじめ問題再調査委員会委員	学識経験者	〃	24,000 円
	一般委員	〃	7,000 円

を

学校運営協議会委員		〃	7,000 円
いじめ問題調査委員会委員	学識経験者	〃	24,000 円
	一般委員	〃	7,000 円
いじめ問題再調査委員会委員	学識経験者	〃	24,000 円
	一般委員	〃	7,000 円

に改める。

提 案 理 由

西川町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題調査委員会を設置するため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第4号

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年3月町条例第12号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日に、この条例による廃止前の用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定により設置された基金に属していた現金及び物品は、施行日において、西川町一般会計に属するものとする。

提 案 理 由

用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止するため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第5号

西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

西川町道路占用料徴収条例(昭和59年3月町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	380
	第2種電柱		580
	第3種電柱		780
	第1種電話柱		340
	第2種電話柱		540
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		34
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	200
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	670
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	680	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	14
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		20
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		30
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		41
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの		61

	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			200
	外径が1メートル以上のもの			410
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			330
	地下に設ける通路			200
	その他のもの			680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	標識		1本につき1年	540
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7
		その他のもの	1本につき1月	67
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670	
	その他のもの		330	
令第7条第2号に掲げる工作物				680
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.033を乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メートルにつき1月	67	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	68	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.016を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(道路占用料に関する経過措置)
- 施行日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可をし、又は同法第35条の規定による協議が成立した道路の占用で、占用期間が同日以降にわたるもの(同日以降に当該許可又は当該協議に係る期間が更新された道路の占用を含む。)に係る令和3年度以降の占用料の額は、改正後の西川町道路占用料徴収条例別表に定める額とする。

(西川町行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

- 3 西川町行政財産の使用料徴収条例(昭和62年6月町条例第20号。以下「行政財産使用料徴収条例」という。)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

種類		使用料		
		単位		使用料(円)
種類の分類				
第1種電柱		1年	1本	380
第2種電柱		〃	〃	580
第3種電柱		〃	〃	780
第1種電話柱		〃	〃	340
第2種電話柱		〃	〃	540
第3種電話柱		〃	〃	740
その他の柱類		〃	〃	34
共架電線その他上空に設ける線類		〃	長さ1m	3
地下電線その他地下に設ける線類		〃	〃	2
地上に設ける変圧器		〃	1個	330
地下に設ける変圧器		〃	使用面積1㎡	200
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		〃	1個	680
郵便差出箱		〃	〃	280
広告塔		〃	表示面積1㎡	670
その他のもの		〃	使用面積1㎡	680
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	〃	長さ1m	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	〃	〃	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	〃	〃	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	〃	〃	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	〃	〃	61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	〃	〃	81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	〃	〃	140
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	〃	〃	200
	外径が1メートル以上のもの	〃	〃	410

(行政財産使用料に関する経過措置)

- 4 施行日前に許可をした行政財産使用料徴収条例第5条ただし書に規定する行政財産の使用で、使用期間が同日以降にわたるものに係る令和3年度以降の使用料の額は、前項の規定による改正後の行政財産使用料徴収条例別表に定める額とする。

提 案 理 由

道路法施行令の一部改正に伴い、本町の道路占用料及び行政財産の使用料の額を改定するため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第6号

西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

西川町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町都市公園条例の一部を改正する条例

西川町都市公園条例(昭和62年3月町条例第8号)の一部を次のように改正する。
第6条の表に次のように加える。

寒河江ダム公園	西川町大字砂子関地内及び大字月山沢地内
寒河江ダムスポーツ広場	西川町大字砂子関地内及び大字本道寺地内
大井沢河川公園	西川町大字大井沢地内

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

新たな都市公園を設置するため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第7号

西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西川町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町介護保険条例の一部を改正する条例

西川町介護保険条例(平成12年3月町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条を附則第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(令和3年度における保険料の額の特例)

第9条 令和3年度における保険料の減額課税に係る保険料の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる者 18,000円
- (2) 第3条第2号に掲げる者 30,000円
- (3) 第3条第3号に掲げる者 42,000円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

令和3年度からの第8期介護保険事業計画期間の介護保険料について定めるため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第8号

西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年3月町条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条)」を

「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第87条―第90条) 第5章 雑則(第91条)」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「これらの事業所又は施設」を「これらの事業所又は施設(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」に改める。

第9条第2項中「第44条第7項」を「第44条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「とする」を「とする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」に改める。

第27条中第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」を「協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第44条第6条の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「以下「本体事業所」」を「以下この章において「本体事業所」」に改める。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「会議をいう」を「会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する町介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条」を「第29条の2、第31条から第39条(第37条第4項を除く。)」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「第28条第3項及び第32条

中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削る。

第71条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう」を「(宿直勤務を除く。)をいう。以下この項において同じ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第80条中第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに

類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第26条」を「第26条、第28条の2」に、「第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条」を「から第39条(第37条第4項及び第39条)に、「規程」と、」を「規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
 - (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第90条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月町条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4節 運営に関する基準(第196条―第202条)」

を

「第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)

第10章 雑則(第203条)」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するにあたっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第47条第4項第1号及び第151条第12項」に、同項第2号中「をいう」を「をいう。第47条第4項第2号において同じ」に、同項第3号中「をいう」を「をいう。第47条第4項第3号において同じ」に、同項第4号中「をいう」を「をいう。第47条第4項第4号において同じ」に、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に、同項第6号中「第64条第1項」を「第47条第4項第6号、第64条第1項」に、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に、同項第8号中「第5章」を「第47条第4項第8号、第5章」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」を「協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17及び第87条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所

- (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供にあたる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「町長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき町長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条」を「第34条」に、「第38条まで、」を「第38条及び」に、「及び第41条」を「から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の14の見出し中「尊守」を「遵守」に改める。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次の各号に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」を「協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第59条の20中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第41条」を「第39条の2、第41条」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第41条」を「第39条の2、第41条」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「と、第34条」を「と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中第9号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」を「安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第59条の38中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第41条」を「第39条の2、第41条」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中「」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「事業所又は施設」を「事業所又は施設(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」に改める。

第65条第2項中「第82条第7項」を「第82条第7項、第110条第9項」に改める。

第66条第1項ただし書中「とする」を「とする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」に改める。

第73条中第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第41条」を「第39条の2、第41条」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「会議をいう」を「会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう」に改める。

第100条中第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から町介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する町介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(町が次期の町介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の町介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「」を削り、「第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第110条第1項中「除く。)をいう」を「除く。)をいう。以下この項において同じ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支

援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改め、同条第8項中「外部の者による評価を受けて」を「次に掲げるいずれかの評価を受けて、」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第122条中第7号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。))に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を削り、「「第6章第4節」」を「「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第145条中第9号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する

者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に、「随時対応型」を「随時対応型訪問」に、「第7章第4節」を「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」に改める。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、」を削り、同条第8項中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第158条第6項中「会議をいう」を「会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう」に改める。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の低栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改め、同項第3号中「研修」を「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」に改める。

第175条第1項第3号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改め、同条中第4項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第38条」を「第38条、第39条の2」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)a及びア(ウ)bを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」に改める。

第186条中第9号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「確保し」を「確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する

者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第38条」を「第38条、第39条の2」に、「規程」と、」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第202条中「第28条」を「第28条、第32条の2」に、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に改め、「、第77条」を削り、「規程」と、」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を削り、「第59条の13中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第202条の次に次の章名及び1条を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第153条(第189条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 西川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年3月町条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)」

を

「第6章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)」

第7章 雑則(第36条)」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第20条中第6号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条の見出し中「重要事項の」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「会議をいう」を「会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう」に改める。

第35条の次に次の章名及び1条を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。))及び第33条第28号(第35条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 西川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「できること」を「できること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」に改める。

第13条の見出し中「清潔の保持等」を「健康管理」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第16条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第16条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、規定の整備を図るため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

議第9号

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例
西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例(令和2年9月町条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和3年4月1日」を「令和3年3月15日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の施行期日を改めるため、提案するものである。

令和3年3月2日提出

西川町長 小 川 一 博

日程第8

予算特別委員会の設置及び委員会付託

令和3年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査するため、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 特別委員会の名称 予算特別委員会
- 2 特別委員会委員の定数 議長を除く8名
- 3 審査を付託する議案
 - 議第 15号 令和3年度西川町一般会計予算
 - 議第 16号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算
 - 議第 17号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算
 - 議第 18号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
 - 議第 19号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
 - 議第 20号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第 21号 令和3年度西川町介護保険特別会計予算
 - 議第 22号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計予算
 - 議第 23号 令和3年度西川町病院事業会計予算
 - 議第 24号 令和3年度西川町水道事業会計予算

予 算 特 別 委 員 会 日 程

第 1 号

令和3年3月2日(火)本会議終了後開会・開議

- 日程第1 臨時委員長の紹介(事務局長)
- 日程第2 臨時委員長のあいさつ(最年長委員)
- 日程第3 委員長の互選(臨時委員長)
- 日程第4 副委員長の互選(委員長)
- 日程第5 付託案件の審査

(散 会)

議 事 日 程

議事日程第2号

令和3年3月3日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散 会)

議 事 日 程

議事日程第3号

令和3年3月4日(木)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

(散 会)

予 算 特 別 委 員 会 日 程

第 2 号

令和3年3月8日(月)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査

(散 会)

予 算 特 別 委 員 会 日 程

第 3 号

令和3年3月9日(火)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査

(散 会)

予 算 特 別 委 員 会 日 程

第 4 号

令和3年3月10日(水)午前9時30分開議

日程第1 付託案件の審査

日程第2 付託案件の採決

(閉 会)

議 事 日 程

議事日程第4号

令和3年3月11日(木)午前9時30分開議

日程第1 議案の審議・採決

- 議第 2号 町道路線の廃止及び認定について
- 議第 3号 西川町いじめ問題調査委員会条例の設定について
- 議第 4号 用品調達基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について
- 議第 5号 西川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6号 西川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8号 西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 議第 9号 西川町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 10号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第10号)
- 議第 11号 令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第 12号 令和2年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 13号 令和2年度西川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第 14号 令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第3号)

日程第2 予算特別委員会審査報告書の提出

日程第3 予算案の審議・採決

- 議第 15号 令和3年度西川町一般会計予算
- 議第 16号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 17号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 18号 令和3年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 19号 令和3年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 20号 令和3年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 21号 令和3年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 22号 令和3年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 23号 令和3年度西川町病院事業会計予算
- 議第 24号 令和3年度西川町水道事業会計予算

日程第4 請願の審査報告
日程第5 議員派遣について
日程第6 閉会中の継続調査申出

(閉 会)

日程第5

議員派遣について

西川町議会会議規則(昭和63年6月町議会規則第1号)第126条の規定により、西川町議会議員を次のとおり派遣する。

No.	目的(用件)	派遣場所	派遣期日	派遣議員
1	町村議会正副議長全国研修会	東京都	令和3年5月19日～ 20日	副議長

なお、議員派遣の派遣場所、派遣期日、派遣議員に変更があった場合は、議長に一任する。

令和3年3月2日

追加議事日程第4号

追加日程第7	議第	25号	西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
追加日程第8	議第	26号	令和2年度西川町一般会計補正予算(第11号)
追加日程第9	議第	27号	令和2年度西川町水道事業会計補正予算(第2号)
追加日程第10	議第	28号	令和2年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
追加日程第11	議第	29号	令和2年度西川町病院事業会計補正予算(第4号)

議第 25 号

西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

西川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年 12 月町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 22 町長、副町長及び教育長の給料の月額を、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に限り、第 3 条の規定にかかわらず、その者に対する別表第 1 の給料月額欄に掲げる月額(以下この項において「基礎額」という。)から、町長にあつては基礎額に 100 分の 10、副町長にあつては基礎額に 100 分の 5、教育長にあつては基礎額に 100 分の 3 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、基礎額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

町長、副町長及び教育長の給料を削減するため、提案するものである。

令和 3 年 3 月 11 日提出

西川町長 小 川 一 博